

# 建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等、建築設備の定期報告の報告書様式のロープ式エレベーターの例（抜粋）

資料3  
別添2

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書  
（昇降機）  
（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1.所有者】

【イ.氏名のフリガナ】

【ロ.氏名】

【ハ.郵便番号】

【ニ.住所】

【ホ.電話番号】

【2.管理者】

【イ.氏名のフリガナ】

【ロ.氏名】

【ハ.郵便番号】

【ニ.住所】

【ホ.電話番号】

【3.報告対象建築物等】

【イ.所在地】

【ロ.名称のフリガナ】

【ハ.名称】

【ニ.用途】

【4.報告対象昇降機】

【イ.検査対象昇降機の台数】（ 台）

【ロ.指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）  
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ.指摘の概要】

【ニ.改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無

【ホ.その他特記事項】

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

別記第一号（A4）

検査結果表  
（第1第1項第1号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者	その他の検査者	
番号	検査項目	検査結果 指摘なし 要重点点検 要是正 既存不適格	担当検査者番号
<b>1) 種別室(種別室を有しないエレベーターにあっては、共通)</b>			
(1) 種別室への通路及び出入口の戸			
(2) 種別室内の状況並びに照明装置及び換気設備等			
(3) 種別室の床の貫通部			
(4) 救出装置			
(5) 開閉器及び遮断器			
6)	接触器、線電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 ( ) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ( )	通・否・確認不可 最終交換日 年 月 日
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 ( ) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ( )	通・否・確認不可 最終交換日 年 月 日
7) ヒューズ			
8) 絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超) M			
電動機の回路(300V以下・300V超) M			
制御器等の回路の300Vを超える回路 M			
制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 M			
制御器等の回路の150V以下の回路 M			
9) 接地			
10) 床床選択機			
11) 減速歯車			
12)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 ( ) mm	mm
		ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 ( ) mm	
ハ.綱車と主索の滑り等により判定 通・否			
ニ.複数の溝間の摩耗差の状況 通・否			
13) 輪受			
14)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 通・否	通・否
		保持力 イ.ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ.ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ.かごに荷重を加え、かごの位置を確認	
パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm 右 mm			
要是正となる基準値 ( ) mm			
ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm 左 mm			
要是正となる基準値 ( ) mm			
プランジャストローク イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm			
要是正となる基準値 ( ) mm			
ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm			
要是正となる基準値 ( ) mm			
15) そらせ車			
16) 電動機			

